

# 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」 に対する意見募集について



中央環境審議会大気・騒音振動部会有害大気汚染物質健康リスク評価等専門委員会では、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第十二次報告案)」として、「塩化メチルに係る健康リスク評価について(案)」、「アセトアルデヒドに係る健康リスク評価について(案)」及び『今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について』(改定案)」を取りまとめました。

本報告案は、2020年2月7日(金)から2020年3月9日(月)までパブリックコメントを実施しました。

## <背景>

中央環境審議会大気・騒音振動部会有害大気汚染物質健康リスク評価等専門委員会では、優先取組物質として全国的なモニタリングが実施されている有害大気汚染物質のうち、環境目標値が設定されていない物質について、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)及び有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について審議してきました。

## <指針値案>

- ・塩化メチル:年平均値  $94 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下
- ・アセトアルデヒド:年平均値  $120 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下

## ※指針値と環境基準の違い

現在、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについて大気の汚染に係る環境基準値が定められています。環境基準とは、環境基本法に基づき設定される、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことです。

一方指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値です。現在、大気環境においての指針値が定められている物質は、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー等、7物質です。

当社では、大気汚染防止法における分析について実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 [2020年2月7日付 環境省報道発表資料](#)

分析技術箇所 織田美里

The Knights of Environmental Science PFOS、PFOA とは？

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2  
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817  
URL:www.knights.co.jp

有機フッ素化合物で撥水、撥油性があり、難分解性で安定しているため、コーティング剤や界面活性剤などとして様々な製品に使用されてきました。しかし、その安定性から環境中の残留性や生体中の蓄積性が問題視され、国内外で規制の動きがあります。

お問い合わせはこちら